

○鶴岡市障害者施策推進協議会条例

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 267 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、鶴岡市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者のための基本的な計画に関する事項
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 法第 2 条に規定する障害者(以下「障害者」という。)
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成19年3月31日までとする